

佐賀県公示（会第2495号）

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成28年3月31日会第4111号）の一部を次のように改正し、平成29年12月1日から施行する。

平成29年11月20日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------|--------------------------|-----------|-------|--|-----------|
| 所管部等 | かいの名称 | 出納員に指定する職 | 所管部等 | かいの名称 | 出納員に指定する職 |
| 略 | | | 略 | | |
| 総務部 | 自治修習所 | 総務課長 | 総務部 | 自治修習所 | 総務課長 |
| | 県税事務所 | 職員 | | 県税事務所 | 職員 |
| 地域交流部 | 佐賀空港事務所、博物館、 佐賀城本丸歴史館 | 総務課長 | 地域交流部 | 佐賀空港事務所、博物館、 <u>名護屋城博物館</u> 、佐賀城本丸歴史館 | 総務課長 |
| | <u>名護屋城博物館</u> | <u>係長</u> | | 九州陶磁文化館 | 企画総務課長 |
| | 九州陶磁文化館 | 企画総務課長 | | | |
| 県民環境部 | 図書館 | 企画課長 | 県民環境部 | 図書館 | 企画課長 |
| | 環境センター | 総務課長 | | 環境センター | 総務課長 |
| 略 | | | 略 | | |